

収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令の一部を改正する省令の概要

1 改正の背景

租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 16 号）により、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和 23 年法律第 142 号。以下「法」という。）の一部が改正され、これまで収入印紙のみで認められていた印紙の交換が、自動車重量税印紙でも認められることとなった（平成 26 年 10 月 1 日までの間において政令で定める日から施行。）。

収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する事務は、国から日本郵便株式会社に委託することとされており、印紙の交換に係る手続等は、法第 3 条第 6 項に基づき総務大臣が定めることとされていることから、上記の改正に伴い、収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令（平成 15 年総務省令第 69 号）を改正し、自動車重量税印紙の交換に係る手続等を定める必要がある。

2 改正の概要

収入印紙及び自動車重量税印紙の売りさばきに関する省令第 8 条及び第 9 条で規定している印紙の交換に係る手続等について、現行の収入印紙に加えて自動車重量税印紙も対象とするよう、規定の整備を行う。

（参考）印紙の交換に係る手続等の概要

- ・ 印紙の交換を請求する者は、所定の事項を記載した用紙を当該印紙及び印紙の交換手数料（原則として 1 枚につき 5 円。現金で納付。）とともに、当該交換を請求する印紙を売りさばく日本郵便株式会社の営業所に提出。
- ・ 当該印紙が文書等に貼り付けられたものであるときは、その状態で提示の上、当該印紙を提出。
- ・ 印紙が租税又は国の歳入金の納付に用いられた疑いがあるときは、交換しない。

3 施行期日

租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 8 号に掲げる規定の施行の日（平成 26 年 10 月 1 日）から施行する。